

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

なお、当該報告の決定は、前津市監査委員岡部高樹、前津市監査委員田端隆登、前津市監査委員水谷友紀子、前津市監査委員山中利之の合議によるものである。

平成22年3月9日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡	幸	男
津市監査委員	駒	田	修一

記

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象とした部局、学校等は、次のとおりである。

- (1) 部局（総合支所等を含む。）

ア 久居総合支所（総務課（ポルタひさいふれあいセンター、栗葉出張所を含む。）、地域振興室、市民課、福祉課、生活課、産業環境課、建設維持課）

イ 河芸総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

ウ 芸濃総合支所（総務課（棕本財産区を含む。）、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

エ 美里総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

オ 安濃総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

カ 香良洲総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

キ 一志総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

ク 白山総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

ケ 美杉総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

コ 三重短期大学

サ 競艇事業部

シ 消防本部及び消防署

ス 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、図書館（9館2室）、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所）

セ 監査事務局

ソ 議会事務局

（2）市立保育園

ア 立誠保育園

イ 高洲保育園

（3）市立学校・市立幼稚園

ア 市立学校（南立誠小学校、北立誠小学校、新町小学校、安東小学校、一身田小学校、栗真小学校、大里小学校、豊が丘小学校、誠之小学校、豊津小学校、上野小学校、明小学校、安濃小学校、明合小学校、橋北中学校、豊里中学校、久居中学校）

イ 市立幼稚園（南立誠幼稚園、北立誠幼稚園、新町幼稚園、安東幼稚園、大里幼稚園、豊津幼稚園、明幼稚園、安西・雲林院幼稚園、安濃幼稚園、明合幼稚園）

2 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象とした団体、補助金等は、次のとおりである。

（1）財政援助団体の監査

市が補助金又は交付金を交付している次の団体、補助金等を対象とした。

ア 津市職員共済組合（補助金の名称：津市職員福利厚生事業補助金 所管部局：総務部人事課）

イ 津北商工会（補助金の名称：津商工会議所等事業補助金 所管部局：商工観光部商業労政振興課）

ウ 津地域水田農業推進協議会（交付金の名称：津市生産調整交付金 所管部局：農林水産部農林水産政策課）

エ 津市土地改良事業団体協議会（補助金の名称：津市土地改良事業団体協議会補助金 所管部局：農林水産部農林水産政策課、農業基盤整

備考)

オ サマーフェスティンひさい実行委員会（補助金の名称：地域観光振興事業補助金 所管部局：久居総合支所地域振興室、産業環境課）

カ 久居地域水田農業推進協議会（交付金の名称：津市生産調整交付金 所管部局：久居総合支所産業環境課）

キ 津市学校給食協会（補助金の名称：津市学校給食研究事業補助金、津市学校給食保存食事業補助金 所管部局：教育委員会事務局学校教育課）

（２）出資団体の監査

市が資本金の４分の１以上を出資している次の団体等を対象とした。

ア 津市土地開発公社（所管部局：政策財務部財産管理課）

イ （株）伊勢湾ヘリポート（所管部局：都市計画部交通政策課）

第２ 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

１ 定期監査及び行政監査

原則として平成２１年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成２０年度も対象とした。

２ 財政援助団体等監査

（１）財政援助団体の監査

平成１９年度から平成２１年度までの監査対象補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。ただし、津市土地改良事業団体協議会は平成２０年４月に設立されたことから、対象年度を平成２０年度及び平成２１年度とした。

（２）出資団体の監査

平成１９年度から平成２１年度までの監査対象団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

第３ 監査の期間

監査の期間は、平成２１年９月１４日から平成２２年２月３日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者としての権利行使を適正に行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その

是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求め
る事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこ
れらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又は
これを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の
規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 部局（総合支所等を含む。）

ア 久居総合支所

(ア) 生活課

立成コミュニティセンターの使用料について、平成21年度の徴
収状況を見たところ、ある使用者に関し、実際の使用日数から1日
分を差し引いた日数分で使用料を徴収していた。これは、同じ使用
者が平成20年度において使用を取り止めた1日分の使用料を還
付するために、事実上相殺したようであるが、このような会計処理
は、単年度会計や総計予算主義といった地方自治法上の原則に照ら
し、妥当を欠くものである。

また、使用を取り止めた場合に使用料を還付することができるの
は「使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出
たとき」（津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
第8条第2号）に限られるが、当該還付に関し、同条例施行規則第
7条に定める使用許可取消届の提出を受けていなかったことから、
還付すべき使用料に当たるか否かを確認することができなかった。

以上のことを指摘したところ、平成21年度に徴収していなかつ
た1日分の使用料を徴収したことなどの報告があったが、公の施設
の使用料の徴収に当たっては、財務会計法規をはじめ、当該施設の
設置及び管理に関する条例等を遵守の上、適正に事務を執行されたい。

(イ) 産業環境課

a 七栗産業会館の指定管理について

当該指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管
理者及び消防計画の届出をしていなかったことから、届出の徹底
を指導されたい。

b 久居地区農政推進事業交付金について

地区農政推進事業交付金は、合併前の市町村の区域を1つの地区（旧津市の区域は3つの地区）として、当該地区の農業振興と農業経営安定の方策に係る協議などを行う地区農政推進協議会の事業経費に充てるために、農林水産部農林水産政策課が交付し、その会計処理等は各総合支所の産業環境課が担当している。

そこで、久居地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約61万5,000円、平成20年度の決算では約69万7,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

c 金庫内の保管現金について

同課が管理する手提げ金庫内の保管物を確認すると、釣銭現金以外に、出所不明の現金4,000円を保管していたことから、出所の調査及び是正を指導したところ、当該不明金は平成21年4月に実施した狂犬病予防集合注射の際に発生したものと思われ、同年10月7日に衛生雑入として収納したとの報告があったが、手数料等の収納事務に当たっては、不明金が発生しないよう、特に留意して事務を処理するとともに、不明金が生じたときは、速やかに調査の上、適正にこれを処理されたい。

イ 河芸総合支所

(ア) 総務課

金庫内の保管現金について、会計管理室から保管換えを受けた現金以外に、釣銭用として職員個人の現金を保管していたが、このような現金の保管は妥当ではないことから、これを是正されたい。

(イ) 産業環境課

河芸地区農政推進事業交付金について、河芸地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約16万5,000円、平成20年度の決算では約5万円の剰余金が

生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

ウ 芸濃総合支所

(ア) 総務課

芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料について、津市運動施設の設置及び管理に関する条例第6条（別表第7）は、昼間にアリーナの照明を使用した場合において、夜間の使用料を徴収すると定めているが、同課は当該規定と異なる内規を定め、当該夜間使用料を減額して徴収していた。このような条例の規定に反する使用料の徴収は適正でないことから、所要の是正措置を講じるとともに、公の施設の使用料の徴収に当たっては、当該施設の設置及び管理に関する条例を遵守の上、適正に事務を執行されたい。

(イ) 産業環境課

芸濃地区農政推進事業交付金について、芸濃地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約9万円、平成20年度の決算では約26万9,000円の剰余金が生じており、特に平成20年度においては、交付金の交付を受けたものの事業を実施しておらず、剰余金は大きく増加したが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

また、交付金の会計処理について、現金出納簿を整備していなかったことから、早急に整備されたい。

エ 美里総合支所

(ア) 市民福祉課

美里高齢者生活福祉センターについて、同センターは全5室の入居施設があり、その管理業務を津市社会福祉協議会に委託し、毎年度約520万円の委託料を支払っている。平成21年度の委託料と光熱水費などの経費（平成21年8月末日現在）を合わせた1室当たりの維持管理経費は約117万円に及んでいるが、入居施設の平成19年度から平成21年度（8月末日現在）までの利用状況を見ると利用者数は非常に少なかった。

このような状況のほか、市内には軽費老人ホームなどの老人福祉施設があることも踏まえ、同センターの在り方について、所要の見直しを検討されたい。

(イ) 産業環境課

a 公有財産の権利登記について

旧美里村が昭和61年に購入した靱殻炭化施設用地は、売主の死亡を理由に所有権移転登記が未了となっているが、売主が所有権移転登記手続債務を履行しないまま死亡したときは、一般的に当該債務は相続人が承継しているものと解されることから、事実関係を調査の上、売主の相続人に当該債務の履行を求めるなど、所要の是正措置を講じられたい。

b 美里地区農政推進事業交付金について

(a) 交付金の使途について

美里地区農政推進協議会の平成20年度の決算の内容を見たところ、他団体の美里地区水田農業推進協議会の資金不足を補うために、交付金25万円を同協議会に一時的に貸し付けていた。

また、美里地区農政推進協議会の事業とは直接関係のない県営広域農道整備事業の計画変更に係る受益者同意印の徴取費として総額で約14万7,000円を支払っていた。

これらの支出は、交付金の趣旨を逸脱した妥当を欠くものであり、農林水産政策課と協議の上、交付金の使途の妥当性と美里地区における農政上の効果を十分に検証し、所要の是正措置を講じられたい。

(b) 剰余金の取扱いについて

美里地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見る

と、平成19年度の決算では約32万6,000円、平成20年度の決算では約3万3,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

オ 安濃総合支所

(ア) 産業環境課

安濃地区農政推進事業交付金について、安濃地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約20万8,000円、平成20年度の決算では約33万5,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

カ 香良洲総合支所

(ア) 地域振興室

平成20年度の香良洲地域体育祭事業補助金について、事業遂行上必要があるとして交付決定額の全額(66万8,000円)を平成20年5月に概算払いしていたが、実績報告書を見たところ、諸経費の支払時期は事業実施月である同年10月以降であったことから、この間補助金が滞留したことになる。概算払いの要否を判断するに当たっては、事業の進捗状況を的確に把握し、補助金が滞留することのないよう、適正に事務を執行されたい。

(イ) 産業環境課

a 平成21年度の塵芥処理場管理及び塵芥運搬業務委託契約について

仕様書で定める運搬車両等に係る任意保険の加入について、同

課はその加入状況を確認していなかったことから、これを確認し、報告するよう指摘したところ、受託者は仕様より低い保険金額で任意保険に加入していたとして、その是正を指導した旨報告を受けたが、契約事務に当たっては、仕様書の内容を十分に把握し、適正に履行状況を確認されたい。

b 香良洲町老人クラブに対する業務委託について

同老人クラブは、平成20年度の香良洲墓園除草等管理業務委託契約の仕様書で定める実績報告書と完成写真を提出しておらず、また、同年度の公園除草等管理業務委託契約に係る委託業務実績報告書の「活動内容」欄に当該業務の履行状況を記載していなかったことを指摘したところ、同老人クラブにそれらの是正を指導した旨報告を受けたが、契約事務に当たっては、仕様書の内容を十分に把握し、適正に履行状況を確認されたい。

c 香良洲海水浴場監視等業務委託契約について

当該契約の締結事務は、商工観光部観光振興課が所管し、市は毎年度、香良洲町観光業協同組合と当該契約を締結しているが、産業環境課で保管する平成20年度の監視業務日誌を見たところ、平成20年7月16日と17日の両日は、同組合の監視員の病気を理由に業務が履行できず、同課の職員が監視員として従事していたことから、観光振興課と調整の上、再発防止策を講じるよう同組合に指導するなど、所要の是正措置を講じられたい。

d 香良洲地区農政推進事業交付金について

(a) 交付金の使途について

香良洲地区農政推進協議会の平成20年度の決算の内容を見たところ、同協議会の事業とは直接関係のない県営広域農道整備事業の計画変更に係る署名依頼通知に使用する郵便切手（80円切手300枚）の購入費を支出していたが、このような支出は、交付金の趣旨を逸脱した妥当を欠くものであり、農林水産政策課と協議の上、交付金の使途の妥当性と香良洲地区における農政上の効果を十分に検証し、所要の是正措置を講じられたい。

(b) 剰余金の取扱いについて

香良洲地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を

見ると、平成19年度の決算では約2万9,000円、平成20年度の決算では約4万2,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

キ 一志総合支所

(ア) 産業環境課

a 一志農村環境改善センターの使用許可手続について

同センターの使用許可申請書を見たところ、使用料を算定する上でも必要な記載事項である「使用する施設」や冷房又は暖房の「要・不要」を記載していないものが多数あったことから、使用許可手続に当たっては、当該使用許可申請書の記載事項の確認を徹底し、適正に事務を執行されたい。

b 一志地区農政推進事業交付金について

一志地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約38万1,000円、平成20年度の決算では約26万9,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

ク 白山総合支所

(ア) 地域振興室

平成20年度のふれ愛フェスタ事業補助金について、実績報告書等を見たところ、舞台看板・掲示板及びポスター・チラシの製作費、警備業務委託料等に当該補助金を充当していたが、事業主体であるふれ愛フェスタ実行委員会は、これら物品等の調達に当たって、見積合わせを行っていなかった。当該補助金額は550万円で平成

21年度も同額を交付しているが、同実行委員会に対し、できる限り見積合わせを行い、補助金額（充当経費）の節減に努めるよう指導されたい。

（イ）産業環境課

白山地区農政推進事業交付金について、白山地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度及び平成20年度の決算でそれぞれ約48万円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

ケ 美杉総合支所

（ア）産業環境課

美杉地区農政推進事業交付金について、美杉地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約57万3,000円、平成20年度の決算では約72万7,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

コ 教育委員会事務局

（ア）生涯学習課

平成20年度の津市婦人会連絡協議会事業補助金について、実績報告書を見たところ、補助金額（237万7,000円）の72パーセント以上に当たる約173万円を同協議会の4支部に交付する支部活動事業費（総額183万円）に充当していたが、4支部の活動事業費において最終的に当該補助金を充当した経費の内容が明らかでなく、同課はその内容を確認していなかった。

当該支部活動事業費は、その財源のほとんどが市の補助金であり、かつ、同協議会への補助金の交付の目的に従って4支部に交付するものであると解されることから、4支部の活動事業費が当該補助金の交付の目的に従って使用されたか否かを確認の上、同協議会への補助の適否を審査すべきある。

そこで、同協議会への補助の適否を審査するに当たっては、4支部の活動事業費において最終的に当該補助金を充当した経費をも具体的に把握するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(イ) 図書館

河芸図書館における郵便切手の保有残高について、切手受払簿を見たところ、1万1,970円相当を保有（平成21年9月末日現在）しているが、平成20年度以降において全く使用していなかったことから、教育委員会事務局内で調整の上、適正な保有残高となるよう是正されたい。

(ウ) 白山事務所

白山元取プールに係る行政財産使用料について、同事務所は平成21年度から同プールを所管しているが、その敷地内に設置される電力会社の支線柱に係る行政財産使用料を徴収していなかった。これは、平成20年度まで同プールを所管していた白山総合支所総務課との引継ぎが十分でなかったことが原因であり、速やかに所要の是正措置を講じるとともに、公有財産の管理に当たっては、その重要性を十分に認識の上、適正にこれを管理されたい。

(2) 市立保育園

ア 立誠保育園

(ア) 保育所入所負担金の滞納について

保育所入所負担金の滞納（平成21年9月末日現在）は、25件で約71万円であり、既に在園していない者の滞納がほとんどであるが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時において履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まれたい。

(イ) 遊戯室の緞帳及び暗幕取替修繕について

当該修繕は、津市契約規則第9条第6号に基づく随意契約（予定

価格が50万円以内のもの)の方法で、2者の見積合わせにより執行していたが、予定価格を定めていなかった。

当該見積合わせの結果を見ると、決定価格は49万5,600円で、第2位の価格は50万円を超えていたが、本来、予定価格を定めた上、契約方法を検討すべきであり、契約事務に当たっては、手順を踏まえて適正に執行されたい。

イ 高洲保育園

保育所入所負担金の滞納(平成21年9月末日現在)は、132件で1,000万円を超え、既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時において履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まされたい。

(3) 市立学校

ア 北立誠小学校

劇物の管理状況について、一部劇物を専用保管庫以外で保管していたことから、劇物専用保管庫で保管されたい。

イ 豊が丘小学校

劇物の管理状況について、一部容器に劇物の名称を表示していなかったことから、これを表示されたい。

ウ 誠之小学校

(ア) 劇物の管理状況について

保管庫に劇物表示をしておらず、また、一部容器に劇物の名称を表示していなかったことから、これらを表示されたい。

(イ) 給食費の滞納について

平成20年度以前の給食費の滞納(平成21年8月末日現在)は、2件で約3万8,000円であるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効であると解されることから、早期に有効な対策を講じられたい。

エ 豊津小学校

給食費の滞納について、平成20年度以前の給食費の滞納(平成21年8月末日現在)は、2件で約2万9,000円であるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効であると解されることから、早期

に有効な対策を講じられたい。

オ 上野小学校

(ア) 劇物の管理状況について

保管庫の外扉に劇物表示をしていなかったことから、これを表示されたい。

(イ) 郵便切手の受入れ及び保有残高について

平成21年度に教育委員会事務局河芸事務所から郵便切手を受け入れているが、その中には受入れ前から年間使用見込数を著しく上回って保有し、新たに受け入れる必要のない郵便切手があったことから、教育委員会事務局と調整の上、適正な保有残高となるよう是正されたい。

カ 安濃小学校

毒物・劇物の管理状況について、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、当該措置を講じられたい。

キ 明合小学校

劇物の管理状況について、管理記録簿の記載内容が不明確であったことから、その様式を見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。

ク 久居中学校

劇物の管理状況について、一部容器に劇物表示をしておらず、また、年1回実施するたな卸の記録がなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 津市職員共済組合

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要(注1)

補助金の名称	津市職員福利厚生事業補助金	
交付目的	地方公務員法第42条に基づき、市の職員の福利厚生 の増進を図る。	
補助率(注2)	44.5%	
補助対象経費	福利厚生事業及び事務局の運営に係る経費	
補助金額	平成19年度	28,406,887円(確定額)
	平成20年度	22,832,059円(確定額)

	平成21年度	29,129,000円(決定額)
--	--------	------------------

(注1) 補助金の概要は、所管部局が作成した資料を参考にまとめたものであり、以下財政援助団体の補助金の概要及び交付金の概要において同じ。

(注2) 補助率は、補助対象経費に占める市補助金額(決定額又は決定額)の割合の3年度の平均であり、以下津市土地改良事業団体協議会を除く財政援助団体の補助率において同じ。

(イ) 指摘事項

認定クラブ助成金について、同組合が認定した文化・体育活動を行う組合員によるクラブの活動費を助成するために交付するものであるが、各クラブが提出した実績報告書を見ると、活動費が助成金額を下回るものや、助成金の交付を受けたにもかかわらず実質的な活動をしてないクラブがあったことから、これらのクラブに対しては、活動費に充当しなかった助成金相当額の返還を求めるなど、所要の是正措置を講じられたい。

イ 津地域水田農業推進協議会

交付金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 交付金の概要

交付金の名称	津市生産調整交付金	
交付目的	津地域の水田農業における米の生産調整の円滑な推進により生産数量目標の達成を図る。	
交付対象経費	米の生産調整、麦・大豆等の産地づくり交付金の助成、調査、事務等の経費	
交付額	平成19年度	13,630,000円
	平成20年度	13,630,000円
	平成21年度	13,630,000円

(イ) 指摘事項

a 会計帳簿等の整備について

同協議会は、交付金会計に係る総勘定元帳などの会計帳簿及び会計伝票を整備しておらず、交付金使途報告書の内容の正確性を確認し難いものであった。

特に平成19年度の交付金会計については、当該事業年度終了後に助成した産地づくり交付金及び返還を受けた産地づくり交付金が、それぞれ平成19年度の交付金使途報告書における支出

額及び収入額に含まれると説明があったものの、同協議会の平成19年度決算に係る貸借対照表の流動負債（未払金）及び流動資産（未収金）に計上していないといった矛盾があり、当該交付金使途報告書の内容の正確性を確認することは困難であった。

同協議会の会計処理規程では、会計ごとに会計帳簿等を備え、金銭出納を明確にしなければならないと定めていることから、会計帳簿等を整備の上、適正に記帳し、交付金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

b 生産調整事業に係る業務委託について

同協議会は、14の地区水田農業構造改革推進協議会に生産調整事業に係る業務を委託しており、委託料の総額は約230万円で、平成20年度はその全額に交付金を充てている。

当該委託料は「均等割額」及び「生産調整配分面積割額」のほか、一部の地区を除き生産調整の実施状況の確認に係る「人数割額」を加算し算定しているが、実績報告書を見ると当該確認業務の実施件数及び結果の報告がなく、その履行状況は明らかでない。

また、関係職員の説明によると、当該委託業務には、産地づくり交付金に関する資料を各農業者に配付する業務が含まれるとしているが、実績報告書に配付件数の報告はなく、配付業務を委託するのであれば「均等割額」や「生産調整配分面積割額」による委託料の算定は合理性を欠くおそれが懸念される。

以上のことなどを踏まえ、当該業務委託の在り方について抜本的に見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。

ウ 津市土地改良事業団体協議会

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要

補助金の名称	津市土地改良事業団体協議会補助金	
交付目的	土地改良事業に係る施設の効率的な維持管理を図るとともに、創造的な地域づくりに寄与する。	
補助率（注）	50.0%	
補助対象経費	土地改良事業に係る研修、景観形成事業等に係る経費	
補助金額	平成19年度	—
	平成20年度	2,525,275円（確定額）

	平成21年度	2,680,000円(決定額)
--	--------	-----------------

(注) 平成20年度及び平成21年度の補助率の平均である。

(イ) 指摘事項

補助金に係る会計処理について、収入伺及び支出命令書を整備・記帳しているものの、現金出納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、補助金に係る収支の状況が明瞭とは言えなかったことから、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る収支の状況が明瞭になるよう、所要の是正措置を講じられたい。

エ サマーフェスティンひさい実行委員会

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要

補助金の名称	地域観光振興事業補助金	
交付目的	久居地域の観光に携わるものらが創意工夫を生かし、当該地域の特性に応じた事業の促進を図ることにより、観光の振興に寄与する。	
補助率	69.2%	
補助対象経費	「サマーフェスティンひさい」の実施に係る会場設営費、花火打上げ費等の経費	
補助金額	平成19年度	10,000,000円(確定額)
	平成20年度	10,000,000円(確定額)
	平成21年度	10,000,000円(確定額)

(イ) 指摘事項

補助効果の検証について、当該補助金は毎年度1,000万円を交付しており、産業環境課は、経済的効果など補助金額に見合う効果があると説明しているが、同課及び同実行委員会は具体的な指標や手法に基づいて補助効果を測定していない。

補助金は税金等の貴重な財源で賄われていることから、補助効果を十分に検証しないまま、漫然と補助金の交付を継続することは問題であり、補助の必要性について、久居地域に限らない市民の十分な理解を得るための客観的な検証が常に求められる。

そこで、津市観光協会など関係団体等の協力を得るなどして、補助効果の客観的な検証方法を検討されたい。

オ 久居地域水田農業推進協議会

交付金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 交付金の概要

交付金の名称	津市生産調整交付金	
交付目的	久居地域の水田農業における米の生産調整の円滑な推進により生産数量目標の達成を図る。	
交付対象経費	米の生産調整、麦・大豆等の産地づくり交付金の助成、調査、事務等の経費	
交付額	平成19年度	11,310,000円
	平成20年度	11,310,000円
	平成21年度	11,310,000円

(イ) 指摘事項

a 会計帳簿等の整備について

同協議会は、交付金会計に係る総勘定元帳などの会計帳簿及び会計伝票を整備しておらず、交付金使途報告書の内容の正確性を確認し難いものであった。

同協議会の会計処理規程では、会計ごとに会計帳簿等を備え、金銭出納を明確にしなければならないと定めていることから、会計帳簿等を整備の上、適正に記帳し、交付金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

b 産地づくり交付金に係る証憑の保存について

産地づくり交付金は、各農業者の生産調整に係る作物作付けの実施面積に一定の単価を乗じたものが助成額となり、当該実施面積は同協議会事務局の職員らが現地を確認し、その結果を「需給調整現地確認野帳」（以下「確認野帳」という。）に記録した上、助成額を算定しているが、平成19年度の交付金会計において産地づくり交付金を助成した1人の農業者について、実施面積約5,000平方メートル分（助成額に換算して約2万円相当）の確認野帳が見当たらなかった。

確認野帳は産地づくり交付金の助成額の正当性を立証する書類であることから、同協議会の会計処理規程に定める証憑の保存期間中、適正に保存するよう、所要の是正措置を講じられたい。

カ 津市学校給食協会

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要

補助金の名称	①津市学校給食研究事業補助金 ②津市学校給食保存食事業補助金	
交付目的	①学校給食の充実と給食運営の円滑化を図る。 ②給食材料及び調理済食品の保存により学校給食の事故発生時における原因究明と対応を図る。	
補助率	100%	
補助対象経費	①同協会の運営に係る人件費、事務局費 ②各学校・給食センターにおける保存用の給食材料及び調理済食品に係る経費を補助するための経費	
補助金額(注)	平成19年度	①5,641,417円(確定額)
		②5,338,324円(確定額)
	平成20年度	10,980,755円(確定額)
	平成21年度	10,921,568円(決定額)

(注) 平成19年度の②津市学校給食保存食事業補助金は、平成20年度から津市学校給食研究事業補助金に統合された。

(イ) 指摘事項

補助金に係る会計処理について、平成20年度の実績報告書における支出科目ごとの支出額と、これに対応する支払証書類の支出額を照合したところ、一部の支出科目について金額が一致しなかった。これは会計処理に当たって支出科目誤りがあったことが原因であるが、このほかにも平成20年度の財政援助団体監査結果報告を受けて整備された会計諸帳簿は明瞭性を欠き、支払証書類との照合が容易ではなかった。

補助対象経費の全額が市の補助金で賄われていることを踏まえ、会計諸帳簿の記帳方法などを見直し、その収支の状況が明瞭となるよう、所要の是正措置を講じられたい。

(2) 出資団体の監査

ア 津市土地開発公社

同公社の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 同公社の概要(注)

資本金	10,000,000円	
市の出資の状況	出資額	10,000,000円

	出 資 比 率	100%
主 な 業 務 の 内 容	公共用地等の取得、管理及び処分、土地造成事業に係る工事、用地の処分・賃貸等	
財 務 の 状 況	資 産	9,486,852,855円
	負 債	8,222,363,431円
	資 本 金	10,000,000円
	本 準 備 金	1,254,489,424円
	負債・資本合計	9,486,852,855円
損 益 の 状 況	事 業 利 益	73,275,566円
	経 常 利 益	54,769,875円
	当 期 純 利 益	54,769,875円

(注) 同会社の概要は、平成20年度決算書を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

a 支払利息の取得原価への算入について

中勢北部サイエンスシティ第1期事業用地として造成が完成し、販売可能な状態にある土地について、本来であれば津市土地開発公社会計規程第17条第2項に定める勘定科目の「完成土地等」に区分しなければならないが、「開発中土地」に区分している土地が見られた。

そのため、販売可能な状態となった以後においても、当該土地の取得・造成のために要した借入金に対する支払利息（以下「支払利息」という。）をその取得原価に算入しているが、同規程第63条第3項は「完成土地等」に区分されたときは、その後の支払利息を取得原価に含めないものと規定している。

そこで、販売可能な状態にある土地については、「完成土地等」に区分し、支払利息は取得原価に算入することなく、その発生した事業年度の費用として処理するよう、所要の是正措置を講じられたい。

b 資金運用について

短期借入金は、各事業年度を平均すると、92億円を超える資金を調達しており、その支払利息は年間約1億円に及んでいるが、資産の運用状況を見ると、決済用普通預金には恒常的に5億円程度の資金があることから、綿密な資金収支計画の下、短期借

入金の縮減を図りたい。